くまもと県北病院訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第１条　地方独立行政法人くまもと県北病院が開設するくまもと県北病院訪問看護ステーション（ 以下「本事業所」という。）は、健康保険法に基づく指定訪問看護、介護保険法に基づく指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業を行うものであり、看護、介護の必要な利用者が住み慣れた地域、家庭の中で、自立した日常生活を営み、安心して療養できるよう援助し、地域に根ざした看護サービスの展開を図る。

（運営の方針）

第２条　本事業所は訪問看護の専門機関として利用者の生活の質の確保とその向上に努め、在宅での療養生活を支援し看護、介護の必要な利用者の心身の機能回復及び維持に努める。

2　地域社会での生活を基盤として保険、医療、福祉との連携を図り、在宅療養を可能にできるよう援助する。

3　在宅ケアを要する利用者とその家族の健康管理を含め、質の高い看護を提供するために意欲を持って学習し自己啓発に努める。

4　ターミナルケアに対し、本人とその家族の不安を和らげ、よりよい終末が迎えられるよう援助する。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称　　くまもと県北病院訪問看護ステーション

(2) 所在地　熊本県玉名市玉名 842

（職員の職種、員数、職務内容）

第４条　ステーションに勤務する職員の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者　看護師１名

管理者は、職員を管理指導し適切なサービスが行なわれるよう配慮すると共に他の関係機関との連携を図る。また緊急時には即応できるようにすると共に、設備や物品の衛生管理を行ない適切な事業の運営に努める。

(2) 看護師２名以上

看護師は、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、

利用者の心身の機能維持回復を図るために必要な看護、指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条　本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)　営業日　月曜日から金曜日までとする。

(2)　営業時間　午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3)　休日　休日は土曜、日曜、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）とする。

(4)　営業時間外の訪問看護については、電話等により24時間常時連絡可能な体制をとることとする。

（訪問看護の提供方法）

第6条　訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

(1)　利用者がかかりつけの医師に申し込み、主治医が本事業所に公布した指示書により看護師が利用者を訪問して、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(2)　利用者または家族から本事業所に直接申し込みがあった場合、主治医に指示書の公布を依頼する。

(3)　訪問看護師は指示書に基づき訪問看護を実施し、主治の医師との密接な連携を図り、定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出する。

（訪問看護の内容）

第7条　訪問看護の内容は、次のとおりとする。

(1)　病状の観察

(2)　褥創の予防及び処置

(3)　リハビリテーション

(4)　食事・排泄等日常生活動作の介助

(5)　家族の介護指導と健康相談及び精神的援助

(6)　保清に関すること(清拭、洗髪、手浴、足浴、入浴介助等)

(7)　カテーテル等の交換、管理

(8)　環境の整備

(9)　ターミナルケアの援助

(10)　医療的処置(バルン交換、カニューレ交換、人工呼吸器の管理等)

（緊急時等における対応方法）

第8条　緊急時の対応方法を主治医、利用者と確認した後に訪問看護を開始す

る。
2　看護師は訪問看護実施中に、急変、その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行なう。また管理者は常に携帯電話を携帯して、職員が本事業所不在の場合でも利用者からの緊急連絡が 24 時間可能な体制にしておく。主治医不在の場合は、本事業所の設置主体であるくまもと県北病院に連絡、必要な処置を講じるものとする。

（利用料等に関する事項）
第 9 条　指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供した場合の利用料は、介護保険法または健康保険法に規定する厚生労働大臣が定める額とする。
2　介護保険で居宅サービス計画に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の各負担割合に応じた額を徴収するものとする。ただし、支給限度額を超えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。
3　通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護に要した交通費は通常の事業の実施地域を超えた地点から 10 キロメートルあたり 200 円とする。
4　事業所は利用料及び交通費について、利用者又はその家族に対して事前に説明し、その同意を得なければならない。

（通常の事業の実施地域）
第 10 条　通常の事業の実施地域は、玉名郡市を区域とする。ただし、希望により実施地域外でも事業を行うことができるものとする。

（苦情の処理）
第 11 条　本事業所が提供したサービス内容に関する苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために事業所内に窓口を設け次のとおり運用する。
(1)　窓口責任者　本事業所の管理者が担当
(2)　利用時間　月曜～金曜　午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分
(3)　利用方法　電話の場合　事業所電話（0968-71-0433）を用いて対応
面談の場合　事業所内相談室において対応

（記録の整備）
第 12 条　訪問看護計画、その実施状況等に関する記録を整備するとともに、完結の日から 5 年間保存する。

（虐待防止に関する事項）
第 13 条　本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
(1)　虐待の防止のための対策を検討する会議を定期的に開催するととも

に、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
(2)　虐待の防止のための指針を整備する。
(3)　看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
(4)　前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2　事業所は、サービス提供中に、本事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他)

第14条　本事業所は社会的責任を十分に認識し、研修を重ね、研究を深め、訪問看護の質の向上に努める。

2　職員は正当な理由なく業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

3　この規程に定める事項の他運営に関する重要事項は、地方独立行政法人くまもと県北病院理事長が定めるものとする。

附　則

この規程は令和3年4月1日から実施する。

附　則

この規程は令和5年10月1日から実施する。

附　則

この規程は令和6年12月1日から実施する。